

公益社団法人秦野市シルバー人材センター地域班組織設置規程

(平成6年11月8日施行)

(目的)

第1条 この規程は、会員の住所を基準として地域班を組織することにより公益社団法人秦野市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の事業に対する会員の運営参加を促し、地域活動を機能的に推進することを目的とする。

(役割)

第2条 地域班は、会員相互の連帯意識と親睦を基調に、センターと会員との緊密な連絡体制を整え、積極的意欲をもって事業効果を高めるとともに、地域の発展に貢献することを役割とする。

(組織)

第3条 地域班は、おおむね各町を単位に組織する。ただし、会員数、距離等地域の状況を勘案して編成することができる。

- 2 新たに会員となった者の所属する地域班は、事務局が決定する。
- 3 地域班をまとめて、別表に定める地区とする。

(地域役員)

第4条 地区に地区担当理事、地域班に班長及び副班長を置く。

(地域役員の仕事)

第5条 地区担当理事は、センターと地域班の連絡にあたり、地区内をとりまとめる。

- 2 班長の仕事は、次のとおりとする。
 - (1) センターの目的を周知し、会員相互の自主性を高め、業務の推進に努めること。
 - (2) 会員に対する連絡事項の伝達及び文書等の配布に関すること。
 - (3) 会員の意見、希望等の伝達調整に関すること。
 - (4) センターの目的達成に必要な情報の収集等に関すること。
- 3 副班長は、班長を補佐し、班長に事故あるときまたは欠けたときは、その職務を行う。

(地域役員を選任及び任期)

第6条 地区担当理事は、地区内の理事の互選により選出する。ただし、理事が不在のときは、臨時に地区代表を会員の互選により選出する。

2 班長及び副班長は、所属会員の互選により選出する。

3 地域役員任期は、次のとおりとし、再任を妨げない。

(1) 地区担当理事の任期は、定款第26条を準用する。

(2) 班長および副班長の任期は、4月1日から2年間とする。

4 補欠の地域役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 地域班の会議は、必要に応じ班長が招集する。

2 地区担当理事は、地区内の会員を対象とする地区懇談会を少なくとも年1回以上開催する。

3 センターは、班長との連絡調整を図るため、適宜班長会議を開催する。

(経費)

第8条 センターは、地域役員がその任務を行なうために要する経費について、予算の範囲内で交付する。

(委任)

第9条 この規程に定めのない事項及びこの規程の施行に関して必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が定める。

附 則

この規程は、平成6年11月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。この規程の改正時に現に地域班班長または地域班副班長である者の任期は、第6条の

規定に関わらず、平成２８年３月３１日までとする。